

賛助会員入会のご案内

一般社団法人 シニアライフ協会

賛助会員規定

一般社団法人 シニアライフ協会

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 シニアライフ協会の定款に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の資格及び種類)

第2条 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものは賛助会員になることができる。会員の種類及び資格は次に掲げる通りとする。

- (1) 個人賛助会員 個人の資格で加入するもの
- (2) 団体賛助会員 法人又は任意の団体で加入するもの

(入会の申請)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書に所要事項を記入のうえ提出するものとする。

(入会の承認)

第4条 代表理事は前条の規定により申込みがあった場合においては、賛助会員たるにふさわしいかを審査し、ふさわしいと認めるときは、入会を承認するものとする。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は賛助会費を納入する。

2. 賛助会費は、次の通りとする。

- (1) 個人賛助会員 (年額) 1口 10,000円
- (2) 団体賛助会員 (年額) 1口 100,000円、いずれも1口以上とする。
団体の場合の口数については、
従業員100名までは、1口以上(100,000円以上)
従業員500名までは、2口以上(200,000円以上)
従業員501名以上は、3口以上(300,000円以上)とする。

3. 賛助会費の納入は、当該年度の4月末日までとする。

ただし、5月以降に入会の場合には当該年度分の納入は、入会承認通知後1ヶ月以内に行うものとする。

尚、年度途中の入会においても、その年度の金額の会費を納入するものとする。

4. 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

5. 賛助会員からの退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(賛助会費の納入方法)

第6条 賛助会費の納入は、本法人が指定する銀行口座に振り込むことによってしなければならない。

(賛助会員の特典)

第7条 賛助会員は、特典として次の便宜を受けることができる。

1. 試験を受けるために使用する教材費の割引。

ただし、賛助会費の納入を確認後、適用される。

2. 会員団体は、研修会・セミナーの受講料が割引。

3. 当協会発行の書籍、DVD等の購入、当協会主催の各種研修会・講演会・セミナー等への参加に際して、会員価格でサービスを受けることができる。

4. 当協会のホームページの賛助会員一覧に掲載することができる。

5. 研修会・セミナー等の講師派遣について、講師の優先派遣を受けることができる。

(退会)

第8条 賛助会員は、あらかじめ本法人に通知した上で、任意にいつでも退会することができる。

2. 前項の通知は、退会する日の30日前までに、その旨を記した書面によってしなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときには、資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 賛助会員が正当な理由なく、会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき。

(3) 会員である団体が解散したとき、または会員である個人が死亡したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときには、これを除名することができる。

- (1) 本法人の名誉を著しく棄損し、又は信用を失わせる行為があったとき。
- (2) 本法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (3) 本法人の事業に関し不正な行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第11条 賛助会員が退会し、又は除名される前に納入した賛助会費その他の拠出金は、返還しない。

附則

本規定は、2009年7月1日より施行する。

賛助会員規定

一般社団法人 シニアライフ協会

1. 賛助会員について …… 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体をいいます。

2. 賛助会費について …… 個人の場合 1口 → 10,000円
団体の場合 1口 → 100,000円
(いずれも1口以上)

3. 団体の場合の口数について …… 従業員100名までは、
1口(100,000円)以上
従業員500名までは、
2口(200,000円)以上
従業員501名以上は、
3口(300,000円)以上

4. 賛助会員の特典 …… *シニアライフ・プランナー3級試験教材価格
賛助会員価格 …… 3,150円(税込)
非賛助会員価格 …… 5,250円(税込)

- …… *シニアライフ・プランナー2級試験教材価格
賛助会員価格 …… 12,600円(税込)
非賛助会員価格 …… 16,800円(税込)

以上

協賛会員（一般）入会のご案内

一般社団法人 シニアライフ協会

協 賛 会 員 (一 般) 規 定

一般社団法人 シニアライフ協会

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 シニアライフ協会の定款に基づき、協賛会員（一般）及び協賛会費（一般）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協賛会員（一般）の資格)

第2条 本法人の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、その業務によって有利な権利を希望するものは、協賛会員（一般）の資格になることができる。会員の種類及び資格は次に掲げる通りとする。

(1) 協賛会員（一般） 法人（個人事業主）又は任意の団体で加入するもの

(入会の申請)

第3条 協賛会員（一般）になろうとするものは、所定の入会申込書に所要事項を記入のうえ提出するものとする。

(入会の承認)

第4条 代表理事は前条の規定により申込みがあった場合においては、協賛会員（一般）たるにふさわしいかを審査し、ふさわしいと認めるときは、入会を承認するものとする。

(協賛会費)

第5条 協賛会員（一般）は協賛会費（一般）を納入する。

2.協賛会費（一般）は、次の通りとする。

(1) 入会金 50,000 円

(2) 年会費 100,000 円

3.協賛会費（一般）の納入は、入会を承認された月の末日までとする。

尚、年度途中の入会においても、その年度の金額の会費を納入するものとする。

4.協賛会員（一般）が退会した場合は、既納の協賛会費（一般）は返還しない。

5.協賛会員（一般）からの退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(協賛会費(一般)の納入方法)

第6条 協賛会費(一般)の納入は、本法人が指定する銀行口座に振り込むことによってしなければならない。

(退会)

第7条 協賛会費(一般)は、あらかじめ本法人に通知した上で、任意にいつでも退会することができる。

2.前項の通知は、退会する日の30日前までに、その旨を記した書面によってしなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 協賛会費(一般)は、次の各号の一に該当するときには、資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 協賛会員(一般)が正当な理由なく、会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第9条 協賛会費(一般)が次の各号のいずれかに該当するときには、これを除名することができる。

- (1) 本法人の名誉を著しく棄損し、又は信用を失わせる行為があったとき。
- (2) 本法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (3) 本法人の事業に関し不正な行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第10条 協賛会費(一般)が退会し、又は除名される前に納入した協賛会費(一般)その他の拠出金は、返還しない。

附則

本規定は、2011年4月1日より施行する。

協賛会員（一般）入会申込書

入会申込日：平成 年 月 日

一般社団法人 シニアライフ協会の趣旨に賛同し、協賛会員（一般）入会規定により、下記書類を添え協賛会員（一般）として加入致したく申込み致します。

記

- 1.協賛会員（一般）入会申込書（当紙）
- 2.法人（本部）・団体 概況書（パンフレット・名刺等でも可）

企業（個人事業主）・団体名	
本社（本部）所在地 〒	
代表者お役職名・お名前	
電話番号	FAX 番号
ご担当者所属部署名	お役職名
ご担当者氏名（フリガナ）	
ご担当者所属部署 所在地 本社（本部）住所と同じ	
本社（本部）と異なる場合 住所 〒	
ご担当者電話番号	ご担当者 FAX 番号
ご担当者メールアドレス	
*協賛会費（一般）振込先 ・株式会社グローバルソリューションズ ・銀行名 三菱UFJ銀行 新宿新都心支店 ・店番号 329 ・口座番号 4912949（普通預金）	